令和５年９月６日

令和５年度後期　韓国国際交流財団（Korea Foundation）フェローシップ募集要項

１．事業概要

韓国国際交流財団は、韓国専門家育成事業の一環として、韓国外の大学で韓国関連分野を専攻、または韓国関連の研究テーマに取り組む大学院生を対象に奨学金を支給するものである。

２．申請資格

・人文、社会科学、文化、芸術学などの分野で韓国関連のテーマで研究を行う、韓国外に在住の修士、博士課程の学生で次の要件をすべて満たす者。

-博士學位を持たない者で、2023 年 9 月時点で韓国外の大学院に在籍（在席予定）する者。

（大韓民国国籍の場合、2023 年 9 月時点で韓国以外の国の永住権保持者）

３．支給期間

１年（下記日程より選択可能）

・2023 年後期から 1 年間

・2024 年前期から 1 年間

４．支給額

１）修士課程：￥700,000/年

２）博士課程：￥1,200,000/年

５．事業日程

●申請期間：2023 年 9 月 1 日（金）～10 月 11 日（水）18：00（韓国時間基準）

※提出書類中④推薦書は 2023 年 10 月 13 日（金）18：00（韓国時間基準）を締切とし、これ以降の提出は認めないものとする。

●結果発表：2023 年 11 月中（結果は予告なく変更される場合があります）

６．提出書類

１．オンライン申請書　（https://apply.kf.or.kr/）

※事前にサイトでの会員登録が必要です。

２．添付書類（オンライン申請の際に下記書類をアップロードすること）

①～④の書類の詳細は、財団のポータルサイトにて確認すること。

①学業計画書

-書式をダウンロードし、作成したファイルをアップロードすること。

-全ての内容を漏れなく記載し、参考文献リストも必ず追加すること。

-延長申請者は「既受給者経過報告書」様式に、奨学金受給期間中の研究進捗事項、研究

進行内容も記載してアップロードすること。

②推薦書３部

-指導教授推薦書１部、関連専攻教授推薦書１部、韓国語能力評価書１部

※但し、2,3 年目の延長申請者は推薦書３部のうち指導教授の推薦書１部のみ提出。

●推薦書の提出方法

-申請者が申請書にある'推薦書要請メール送信'ボタンを押すと、推薦者に推薦書要請メールが自動送信される。

-申請者が'推薦書要求メール送信'ボタンを押さないまま､オンライン申請書を提出した場合は、KF オンライン申請システムから自動的に推薦人にメールが送信される。

-推薦人がメールで受け取った推薦書様式及びアップロードページのリンクから直接推薦書を提出する。

●注意事項

-推薦書提出期限(2023.10.13.(金) 18:00 KST)までに推薦書が提出されない場合、書類不備で要件から除外されるため、申請者が事前に推薦人に期限の案内及び協力を要請する必要があります。

③成績証明書

-修士課程生：修士１年目は学部成績証明書、修士２年目以上は学部成績証明書及び修士課程前の年の成績証明書を提出。

※延長申請者の場合、修士課程の前年度の成績証明書のみ提出。

-博士課程生：博士１年目は学部及び修士課程の成績証明書、博士２年目以上は学部及び修士課程の成績証明書と博士課程前の年の成績証明書を提出。

※延長申請者の場合、博士課程の前年度の成績証明書のみ提出。

④履歴書

-学歴(学位論文タイトル及び学位取得年度を含む)、主な経歴、支援金受給経歴、研究出版実績などを含む。

※外国籍の方のみ※⑤国籍が表示された身分証明書、永住権の証明書類など。

７．申請方法

KF オンライン申請システム(http://apply.kf.or.kr)から申請書を作成して提出すること。

-申請書及び全ての添付書類は、韓国語または英語で作成。

-原本が韓国語、英語以外の外国語である場合、韓国語または英語翻訳版の提出が必要。

８．受給に関する留意事項

・修士課程は最大２年、博士課程は最大３年まで延長申請が可能。

※ただし、延長を希望する場合にも公募期間中に必ず申請書を提出しなければならず、所定の審議手続きを経て延長支援の可否が決定される。（自動延長は不可）

・受給者は学期中、所属大学が所在する国に滞在し、学業と研究に専念しなければならない。

・財団のその他フェローシップ、または韓国の他機関が行う奨学金を同時に受給することはできない。
・奨学金の受給期間を翌年に延期することはできず、延期すべき事由が発生した場合には、その年の受給を放棄し、今後再度申請しなければならない。
・奨学金受給期間中に休学したり、学業を中途放棄する場合は、残りの期間分の奨学金を返還しなければならず、受給した期間に対する結果報告書を直ちに提出しなければならない。
・奨学金は次の通り 2 回に分けて支給される。
1 次支給（全体のうち 80%）：最終選定後、関連書類の受付及び登録確認後に支給
2 次支給（全体のうち 20%）：支援期間終了後、結果報告書の提出及び財団側の審査完了時に支給
・受給者は、受給期間終了後 30 日以内に個々の学業成果に対する報告書を財団が定めた書式に沿って作成し、提出しなければならない。
・受給者が学位を取得した後は、修士論文または博士論文を財団に提出しなければならない。また、学位取得後の研究成果と主な活動状況、学界進出状況等について財団と共有しなければならない。
・財団は受給終了時から 3 年間、毎年 1 回研究成果をモニタリングし、受給者が成果報告義務を履行しない場合、今後の財団の支援を受けることができません。

9．支援申請時の留意事項

・提出された全ての個人情報は、当プログラムの目的のためにのみ活用され、申請時に個人情報の取扱いについては、同意したものとみなされる。
・締め切り日には受付が集中し、システムエラーが発生する可能性があり、このような理由で申請書を提出できない場合は認められないため、できるだけ早く提出すること。
・受給者に選ばれた申請者については、申請書に記載された学校奨学金担当者のメールアドレスを通じて、学校側にも選考の事実が通知される。

１０．問い合わせ先

- 事業に関する問い合わせ: KF フェローシップ事業部（scholarship@kf.or.kr）
- オンライン申請システムに関する問い合わせ: KF ヘルプデスク（tech-support@kf.or.kr）